

(05) 教育訓練

設問番号	設問	
05-01	支給対象となる教育訓練はどのようなものですか？	教育訓練は次のaからcのいずれも満たすものである必要があります。 a 職業に関する知識、技能又は技術の習得又は向上を目的とするものであること。 b 通常の事業活動、生産活動と区別して行われているものであること。 c 当該教育訓練の科目、職種等の内容についての知識、技能、実務経験又は経歴を有する指導員又は講師により行われるものであること。  詳しくは、厚生労働省ホームページに掲載している雇用調整助成金ガイドブック等を御確認ください。(具体例等を記載しています。)
05-02	事業所内で研修を行い、講師が自社の従業員である場合、その者は助成金の対象になりますか。	事業所内で行う教育訓練において、自社の従業員が講師として研修を行う場合は、その者は通常の勤務となるため、助成金の対象とはなりません。
05-03	教育訓練の過程で生産した商品を販売しても良いのですか。	雇用調整助成金の教育訓練は、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区分して行われる必要があります。教育訓練過程で生産されたものを販売してしまうと、通常の生産活動との区分が不可能となるため、支給対象外となります。
05-04	教育訓練を実施した日に、教育訓練以外の業務を実施しても、その教育訓練について助成金の対象になり得ますか。	なり得ます。例えば、午前中教育訓練、午後から通常業務を実施するといったことが可能です。 ただし、教育訓練を実施している時間帯に電話対応を行うなど、教育訓練中に教育訓練以外の業務に従事することはできません。
05-05	「不可抗力」により予定していた教育訓練を実施できませんでしたが、助成対象になりますか？	教育訓練を実施していないことから助成対象とはなりません。ただし、「不可抗力」であることを鑑み、訓練実施率を算定する際には不可抗力によって実施できなかった訓練日時を実施したものとして考えますので、都道府県労働局若しくはハローワークまでご相談ください。 ※「不可抗力」・・・天災や、天災に準ずる程度の不可抗力に基づくものとし、地震(津波含む)、風水害、土砂災害、雪崩、落石、火山、悪天候(台風、大雨、大粒の雹、高潮等)等により、教育訓練の実施場所が損壊する、公共交通機関等がストップするなどにより、教育訓練が実施できなかった場合が該当し、このほか準ずるものとして、火災、事件・事故(交通に限らず工場爆発など含む)等により同様の状態になった場合が該当します。
05-06	最後の判定基礎期間の途中で対象期間が終了する場合等、1か月を超える判定基礎期間として申請する場合、訓練実施率はどのように考えますか？	訓練実施率は1つの判定基礎期間で算定しますので、1か月を超える判定基礎期間であっても1つの判定基礎期間であることから通常通りその判定基礎期間内で訓練実施率を算定します。
05-07	教育訓練を実施する場合、移動時間や休憩時間は助成対象となる教育訓練の時間数に含めることができますか？	教育訓練の実施日当日かつ所定労働時間内にあつて、通常の就労場所とは別の場所で教育訓練が行われる場合の当該教育訓練に係る移動時間に限り、移動時間及び休憩時間を除く教育訓練自体の時間数が4時間以上の場合は1時間、4時間未満の場合は30分を限度に教育訓練の時間数に含めることができます。また、教育訓練中の休憩時間については、移動時間及び休憩時間を除く教育訓練自体の時間数が4時間以上の場合は1時間、4時間未満の場合は30分を限度に教育訓練の時間数に含めることができます。